

交付対象者条件チェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	条件	要約	備考
<input type="checkbox"/>	町内で自ら所有し居住する住宅・倉庫・カーポート等の屋根（住宅敷地内）に設置する。	敷地内の建物屋根に設置すること。 野立ては対象外。	
<input type="checkbox"/>	町税等を滞納していない。	町民税・固定資産税・軽自動車税	
<input type="checkbox"/>	国又は三重県の他の補助等を受けていない。	他補助と併用不可	
<input type="checkbox"/>	FIT 制度又はFIP 制度の認定を取得していない。	売電目的は不可。 余剰電力売電は可能。	FIT 制度：固定価格買取制度のこと。
<input type="checkbox"/>	接続供給（自己託送）を行わない。	発電した電気は敷地内で自家消費すること。	自己託送の例：発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送る
<input type="checkbox"/>	ガイドライン（太陽光発電）の遵守事項を遵守できる。		
<input type="checkbox"/>	発電した電力量の30%以上を、敷地内で自ら消費できる。	年間の発電量自家消費割合 30%以上。 事業完了後、翌年度から3年間、年間の自家消費割合を報告してもらいます。	未達成の場合、助言指導します。なお、改善が見られない場合は、補助金の返還等を求める場合があります。
<input type="checkbox"/>	設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものとできません）	発電した家で電気を使用し、その効果が本人に返ること。	環境価値：二酸化炭素を排出しないという付加価値
<input type="checkbox"/>	J-クレジット制度への登録を行わない。		J-クレジット制度：CO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度
<input type="checkbox"/>	暴力団又は暴力団員等でないこと。		
<input type="checkbox"/>	令和9年2月5日（金）までに実績報告書を提出すること。	遵守されなかった場合、補助対象外。	設置工事完了後、工事代金の支払いを完了し、実績報告書を提出。
<input type="checkbox"/>	工事に着手するまでに交付申請を行い、度会町から交付決定を受けること。	遵守されなかった場合、補助対象外。	申請受付期限： 令和 年 月 日